

# EASTICA・ICA東アジア地域支部規約

[注・ローマ数字は、第1条、第2条…、アラビア数字は1項、2項…と読み替える]

ICA規約第42条では、ヨーロッパ圏外の文書館とアーキビストは、相互協力を強化する目的で、ICAの地域支部を組織することができる」と規定しており、

また、1993年7月7-10日、中国・北京で開催された発足会議において、われわれはICAの規約と活動に適用目的と機能を備えた、東アジア地域におけるICA地域支部の結成が決議され、

本規約の当事者は、知識と理解の相互進歩、固有の文化の保存と強化、および教育研究の振興にかんする相互協力の促進により、東アジア地域の人々の国際平和・地域平和と共通の福祉に貢献することを目的とする。

したがって、この発足会議は次の規約を採択する。

## I 名称

1. この団体の名称は、ICA東アジア地域支部と称し、略称をEASTICA [注・エスティカ] とする。

## II 目的と機能

1. EASTICAの目的は、まず、ICAの目的の達成であり、さらに、次の各項目である。

a. 地域内のアーキビストと記録史料の保管と管理に関わるすべての機関、専門団体、組織の連携を確立し、維持・強化すること。

b. 記録史料に関する諸問題について意見や情報の交換を促進し、地域内の記録遺産をあらゆる危険から防備し、保護し保存するための対策を推進し、これら記録史料の管理と保存のあらゆる側面での向上をはかること。

c. 地域内の文書館史料の利用について、情報提供、周知徹底、およびより容易なアクセスを促進するように努めること、

d. 地域内の文書館史料の領域についての活動を推進、組織化、調整すること、

e. 地域内のアーキビストの専門的訓練を提供すること、

f. 人類の経験の史料化と、人類の利益のため

にそれら史料の利用に関わる、他の組織や機関と協力すること、

g. 地域内の会員の相互利益となるテーマを掲げて、セミナー、シンポジウムその他の会合を企画実行すること、

## III 会員

1. 会員は東アジアの各国、各地域に限定し、次の4カテゴリーに区分する。

a. 国、または地域の文書館当局、および全国アーキビスト専門家協会、ICAのカテゴリーAまたはBに所属するもの（投票権を有する）

b. 記録と史料の管理・保存、またはアーキビスト専門家教育に関わる機関

c. 現在あるいは過去においていずれかの文書館機関、文書館業務、または教育センターの職員であったもの

d. 東アジアの国民であって、文書館の分野に顕著な貢献を行ったもの、または文書館専門業務に優れた業績を上げたものは、総会でEASTICAの名誉会員に選出される。

2. ICAのカテゴリーAまたはB会員としての権利と特権を停止されている投票権を有するEASTICAの会員は、ICAの要請により、EASTICAの権利と特権を停止される。

3. 会員でEASTICAから脱退しようとするものは、書面で会長に申し出るものとする。この申出は、書面が提出された年の12月31日をもって実行されるものとする。脱退は、脱退が実行される日付現在、EASTICAに対して負う会計上の義務に不利に働くべきではない。

## IV 会費

1. 各カテゴリーの会員の分担金は、総会で定めるものとする。

2. 名誉会員は無料とする。

## V 組織

1. EASTICAには、総会、役員会、及び事務局を置く。役員会は、EASTICAのプログラムの要請があれば、専門委員会を設置することができる。

## VI 総会

### 構成

1. EASTICAの総会にはすべての会員が参加する権利を有する。

### 機能

2. 総会ではEASTICAの方針と活動を定めるものとする。総会は役員会が提出した計画について決定を行う。

3. 総会は、役員会の要請に従い会員が定期的に提出した報告書を受領し、検討する。

4. すべての会員は、役員会を通じて総会に提案を提出する権利を有する。

5. 総会は役員を選出し、役員会の勧告に従い会長を指名する。

### 定足数

6. 総会の定足数は、その総会に出席している投票権を有する会員の総数とする。

### 投票権

7. 総会では、各国・地域文書館当局はそれぞれ2の投票権を持つ。各国・地域の全国アーキビスト専門家協会はそれぞれ1の投票権を持つ。決定は、投票を有する出席会員の単純多数決によるものとする。

8. 総会は、1年以上会費を滞納している会員の投票を妨げることができる。

### 手続き

9. 総会は通常隔年で定例開催する。臨時総会は、総会で決定した場合、役員会が招集した場合、あるいは投票権を有する会員の3分の2以上の要求があったときに開催することができる。

10. 各総会では次回の総会開催地を決定するものとする。臨時総会の開催地は、総会があらかじめ定めた場合を除き、役員会が決定する。

### オブザーバー

11. 総会は役員会の勧告により、特定の会議に国際機関の代表、[会員外の] 国家政府、文書館団体、文書館機関、および個人を、オブザーバーとして招請・承認することができる。オブザーバーは投票権を有しない。

## VII 役員会

### 構成

1. 役員会は、総会により会員の中から指名を

受けた出席者の中から選出するものとする。役員会は、議長、副議長、事務局長、会計官、その他必要と認められた者とする。

2. 役員会の任期は、選出された総会の終了から、次の定例会合の閉会までとする。現役員は、同じ役職に再選されることができるが、引き続き2期以上、同一の役職につくことはできない。

3. 役員が死亡、または辞任した場合、残りの任期は、当該役員の所属組織との相談・推薦を受けて、役員会の指名により補充する。

### 機能

4. 役員会は総会の議案を準備し、活動計画の勧告を行い、これに従って予算書を作成する。

5. 役員会は総会で採択された計画の実行について責任を負う。

6. 役員会は、総会に対し、EASTICAの新会員の入会を推薦する。

7. 総会の決定に従い、役員会はその手続きに関し独自の規約を採択するものとする。役員会は、総会の運営手続きに関する例規を作成する権限を有する。

8. 役員会は、少なくとも年1回の定例会を開催する。臨時役員会は、議長の独自の判断により、または役員会の多数の要求により、招集することができる。

9. 役員会は、前回のICA総会以来の活動報告を、次のICA総会開催予定日の3か月前までにICA事務総長に届くよう、送付しなければならない。

10. 役員は総会により付託された権限を、EASTICA全体のために行使するものとする。

### 定足数

1. 役員会における定足数は、出席メンバーの3分の2とする。

## VIII 事務局

1. 事務局は必要なスタッフをおく。その所在地は総会で定める。

2. 事務局長は事務局の長として活動し、議長と役員会に対し責任を負う。

3. 事務局はEASTICAの所有物を管理し、保管する。

## IX 予算

1. 役員会は、予算およびその執行の承認を行い、かつEASTICA会員の財政的責務の割当てを行う。

2. 会計官は、役員会の承認を得て、直接国際団体、財団、協会、個人からの寄付、寄贈、遺贈、及び補助金を受領することができる。

3. 会計官は、役員会に対し毎年会計報告を提出するものとし、またその写しはEASTICAの投票権を有する会員に配布するものとする。

4. 会計官は、総会に対し会計報告を提出するものとする。

#### X 出版物

1. EASTICAは文書館雑誌あるいはニューズレターを年1度以上発行する。

2. 役員会は、編集者を指名する。編集者は役員に限定しない。編集者は編集委員会を指名し、この援助をうけることができる。

#### XI ICAとの関係

1. EASTICAはICAおよびその共通目的に定める各機関との密接な協力関係のもとで活動するものとする。

2. EASTICAは当該地域においてはICAを代表するものとする。

3. EASTICAは、ICAの会長を役員会及び総会に出席すべく招請するものとする。

#### XII 規約の改訂

1. 本規約の改訂の提案は、総会の3分の2以上の多数決で承認を得たとき、発効するものとする。改定案文は、事務局長から各国会員に対し、総会の3か月以上前に配布するものとする。

#### XIII 解釈

1. 本規約の正本は英語版とする。

2. 本規約の解釈を巡り疑義ある時は、EASTICAの総会で、その定められた規則と手続きの下で、これを解決する。

EASTICAの業務の目的を推進し、東アジア地域の文書館業務の発展を促進するために、むこう2か年間の作業計画がまとめられた。その目標は以下のとおり：

1. 団体の運営機構を整備し、会員を拡充し、かつ文書・情報・ドキュメンテーションに関わる機関および個人、ならびに関連文化活動に対して、EASTICAへの参加を促進すること；

2. ICAとEASTICAの規約に定められた地域支部の目標と機能の実行、ならびに総会で決定された方針と活動の実行を行うこと；

3. 2国間および多国間の文書館職員の交換、専門的訪問、専門家派遣を含む、様々な方法をつうじて、東アジア地域の文書館業務の発展の促進を行うこと；

4. ワークショップやセミナーの開催や職員研修の交換をつうじ、文書館専門家研修を強化すること。とくに、文書館運営の自動化に関するワークショップは、1994年、中国、北京で開催されるべきである；

5. 各機関が、東アジア地域の収集資料をより豊かなものとするべく、自発的参加と相互利益を基本として、マイクロフィルムを含む文書館資料の交換を奨励すること；ならびに今日東アジア地域の外に保存されている東アジアの歴史に関する記録の複写を作成するために共同行動を起こすこと；

6. この地域の文書館機関相互の専門的文書館交流と文書館刊行物、文献の交換を奨励すること；

7. 1995年に開催する第2回EASTICA総会および“文書館運営の近代化に関するセミナー”の準備を行い、より多くのアーキビストがセミナーに参加するよう呼び掛けること；

8. 機関誌『東アジア文書館』を発行し、この地域のアーキビストの情報交換を強化すること。